

緊急事態宣言が 発令されています

現在、千葉県に緊急事態宣言が発令されています。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、大型連休中も不要不急の外出は控え、「**3つの密（密閉・密集・密接）**」を避けるようお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談（千葉県）

☎ **0 5 7 0 (200) 6 1 3** 24時間（土日・休日を含む）

緊急事態措置に関する相談（千葉県）

- ・外出の自粛要請
- ・施設等の使用制限（休業要請）等

☎ **0 4 3 (223) 2 6 7 4** 9時～17時（土日・休日を除く）

生活支援臨時給付金（仮称）に関する電話相談（総務省）

☎ **0 3 (5638) 5 8 5 5** 9時～18時30分（土日・休日を除く）

総務省



厚生労働省



千葉県



主な内容

- ◆わが家は大丈夫？住まいの耐震化（P2～3）
- ◆夏休み学童クラブの利用申込を受け付けます（P4）
- ◆洪水ハザードマップが新しくなりました（P5）

今月の日曜開庁	5月24日㊤	8時30分～ 17時15分	市民課（2階）	☎(20)1502
			市民税課（2階）	☎(20)1577
証明書等交付時間を延長	毎週水曜日	19時まで	収税課（2階）	☎(20)1578
			本納支所（ほのおか館内）	☎(34)2111
			市民課（2階）	☎(20)1502

※一部取り扱えない業務もありますので、詳しくはお問い合わせください。

【人口と世帯数】令和2年4月1日現在
（うち外国人住民）

- 総人口 88,705人(1,430人)
- 男 43,879人(573人)
- 女 44,826人(857人)
- 世帯数 40,771世帯

※外国人住民の世帯を含む

【3月中の動き】※外国人住民を含む

- 転入 516人 ●転出 670人
- 出生 27人 ●死亡 103人

お申し込み・お問い合わせは、
建築課（8階）
☎(20) 1 5 8 8、FAX (20) 1 6 0 6へ。

わが家は大丈夫？

住まいの耐震化

耐震診断・耐震改修・住宅解体の補助金

対象住宅 市内にある木造2階以下の一戸建ての住宅で、平成12年5月31日以前に建築されたもの。
(店舗等の用途として使用する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものを含む)

対象者 対象住宅を所有かつその住宅に居住している方

申込期間 5月1日(金)～12月28日(日) ※契約前にお申し込みください



耐震診断費

補助金額 上限12万円

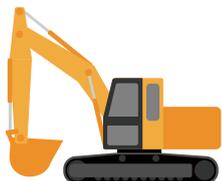
対象件数 10件（予算の範囲内）



耐震改修費

※対象住宅のうち、耐震診断の結果、倒壊する可能性があるとして判定されたものに限る
補助金額 上限60万円（耐震設計4万円、耐震改修工事30万円、工事監理6万円、
耐震改修工事と同時に行うリフォーム工事20万円）

対象件数 5件（予算の範囲内）



旧耐震木造住宅解体費

※対象住宅のうち、耐震診断の結果、倒壊する可能性があるとして判定されたものに限る

補助金額 上限20万円

対象件数 5件（予算の範囲内）



無料耐震相談会

市では、平成12年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震化を推進するため、木造2階以下の一戸建ての住宅の所有者・居住者を対象に、建築士による無料耐震相談会を開催します。

内 容 個別簡易耐震相談（1組50分程度）

場 所 市役所8階801会議室

申込方法 事前予約制（先着4組）となりますので電話にてお申し込みください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、開催日は未定です。決まり次第、改めてお知らせします。



危険ブロック塀等改善補助金

市では、危険ブロック塀等の通行人への安全性を高めるため、避難路に面する危険ブロック塀等の撤去、およびブロック塀等の撤去と同時に行う新設工事費の一部を補助します。

対象の塀 避難路に面した高さ1.2mを超える危険なブロック塀等の撤去工事、および撤去と同時に行う新設工事（その他条件あり）

対 象 者 対象の塀を所有または管理している方

補助金額 上限12万円（撤去工事8万円、撤去と同時に行う新設工事4万円）

対象件数 10件（予算の範囲内）

申込期間 5月1日^金～12月28日^日

※契約前にお申し込みください

夏休み学童クラブの 利用申込を受け付けます

市では、夏休み期間中に公設学童クラブの利用を希望する方の申し込みを受け付けます。

新型コロナウイルス感染症対策に係る小学校の臨時休業に伴い、利用期間等に変更が生じる可能性があります。

◆受付期間

6月1日①～15日①

◆募集学童クラブ

夏期茂原学童クラブ

(総合市民センター内 50人)

東郷第1学童クラブ

(東郷福祉センター内 若干名)

東郷第2学童クラブ

(旧東郷地区集会場 若干名)

二宮学童クラブ

(二宮福祉センター内 10人)

せんだん学童クラブ

(茂原小学校敷地内 若干名)

中の島学童クラブ

(中の島小学校内 若干名)

※募集人数は変わる場合があります

ります(定員を超えた場合は、選考)。

◆対象

市内小学校に就学し、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童。

◆利用期間・利用料

①7月21日②～31日③

7千円

②8月1日④～31日④

1万2千円

7時30分～18時30分

※日曜日・休日は除く

※令和元年度市町村民税非課税世帯ときょうだい利用の

2人目以降は半額

※生活保護世帯は無料

※別途おやつ代・保険料あり

(昼食は弁当を持参)

※特別な行事の際は実費負担

◆申込方法

5月1日⑤から配布する申込書類に必要事項を記入し、

保育ができないことを証明する書類等(就労証明書等)を

添付の上、子育て支援課窓口または郵送で提出してください

(郵送の場合は6月15日⑥必着)。



「もばら百歳体操の会」

参加者募集!



もばら百歳体操

市では、市民の皆さんがいくつになっても元気に過ごせるよう、筋力の維持・向上を目指す「もばら百歳体操」による介護予防を推進しています。

特にフレイルの予防・改善には、身体を動かすこと・しつかり栄養を摂ること・社会活動への参加の3本柱が大切です。

健康であるためにも「もばら百歳体操」に取り組んでみませんか?

◆日程(全10回)

毎月1回金曜日に実施(2月のみ水曜日)

6月12日・7月31日・8月21日・9月18日・10月16日・11月20日・12月11日・令和3年1月15日・2月10日・3月19日(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、日程を変更する場合があります)

◆時間

9時30分～11時(9時15分開場)

◆場所

市役所市民室

◆対象

年間を通じて参加できる65歳以上の市内在住者

◆定員

100人(申込順)

◆申込方法

5月1日⑤から、電話、FAXにて受け付けます。

◆持ち物

飲み物、動きやすい服装・靴

※もばら百歳体操とは椅子を利用し、手首・足首に軽い重りをつけて行う体操です。

※フレイルとは、加齢とともに心身の機能が低下し、健康と要介護の中間にあることを指す言葉です。

お申し込み・お問い合わせは、高齢者支援課

地域包括支援室(2階)

☎(20)1583、FAX(26)6788へ。

洪水ハザードマップが 新しくなりました

市では、県が新たに示した一宮川および南白亀川流域の洪水浸水想定区域と令和元年10月25日の大雨による浸水区域を追加した新たな洪水ハザードマップを作成しました。

また、避難の心得や災害情報への入手方法など災害から身を守るための情報を掲載しています。ご家族等の災害対策に活用してください。

新しい洪水ハザードマップは新聞折込や市内公共施設の窓口等での配布のほか、防災対策課ウェブページでも確認することができます。



お問い合わせは、
防災対策課（4階）
☎(36)7580、FAX(20)1602へ。

茂原市 洪水ハザードマップ

自助+共助+公助が一体となって災害時の被害を抑える

自助 (じじょ) 自分の命は自分で守る

共助 (きょうじょ) みんなで共に助け合う 地域の防災力の向上

公助 (こうじょ) 市・消防・警察などの公的支援

災害から身を守るために 家族で定期的に防災について話し合ひましょう!!

茂原市 TEL 0475(2)23-2111 https://www.city.matsuyama.chiba.jp/

茂原市防災重点 ため池マップを 公表しています



平成30年7月の西日本豪雨で多くのため池が決壊したことを受け、県では国の新たな基準に基づく防災重点ため池（※）を選定し、市内では21カ所の防災重点ため池が選定されました。

災害時の避難の判断に必要な情報を提供することを目的として、市内の防災重点ため池の位置および名称を記載した「ため池マップ」を、農政課および同課ウェブページにおいて公表しています。



※防災重点ため池とは、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。

お問い合わせは、
農政課（6階）
☎(20)1526、FAX(20)1604へ。



スマホで読める! 「広報もばら」のアプリ配信 「マチイロ」に登録しませんか?

市では「広報もばら」をスマートフォンやタブレットなどで読むことができるよう、アプリ「マチイロ」で配信しています。ぜひご利用ください。

◆「マチイロ」の特徴は?

- ・無料で最新号(カラー版)が端末に届きます。
- ・ページめくりや画像の拡大・縮小が自由にできます。
- ・気になる記事は画像として保存できます。

◆「マチイロ」のダウンロードは こちらから→



※アプリ内の広告は、茂原市とは関係ありません。

お問い合わせは、秘書広報課（3階）
☎(20)1512、FAX(20)1601、
「マチイロ」の利用やシステムに関するお問い合わせは、
(株)ホープ ☎092(716)1404へ。

土砂災害警戒区域が 新たに指定されました

県では3月13日付で、新たに本納・新治・豊田・二宮地区の76カ所の土砂災害警戒区域指定を行いました。

図面は、千葉県県土整備部河川環境課および長生土木事務所調整課で縦覧できます。

お問い合わせは、
千葉県県土整備部河川環境課
☎043(223)3132、
長生土木事務所調整課
☎(26)3702へ。

お知らせ

市では、広報紙の送付を希望される方に無料で郵送しています。お問い合わせは、秘書広報課☎(20)1512、FAX(20)1601へ。

一人で悩まずご相談ください 茂原市消費生活センター

消費生活センターは、事業者との間に生じた商品・サービスのトラブルや消費生活に関するお問い合わせなどを専門の相談員がお伺いします。
※相談無料、秘密厳守



また、消費者啓発のため、消費生活に関する情報提供や、各種講座の開催など、かきこい消費者づくりのための各種事業を行っています。

◆相談の多い事例

- ・災害後、「火災保険を利用すれば自己負担なしで屋根の修理ができる」と業者が来訪。保険申請も代行してくれるというので契約したが、後日不信任感を覚え解約を申し出たところ、高額な解約料を請求された。
- ・「料金が安くなる」と光回線の勧誘電話がきた。契約したが安くなっていないので、解約したい。

◆相談への対応

相談内容に応じて、問題解決のための助言や情報提供、あっせんなどをします。

◆相談日

月曜日～金曜日
※休日・年末年始を除く

◆相談受付時間

9時30分～16時
※12時～13時を除く

令和元年度茂原市での相談件数 941件 (前年度 △18件)
商品・役務 (サービス) 別上位相談

順位	商品・役務 (サービス)	主な相談内容
1	商品一般	「総合消費料金未納通知」などの架空請求ハガキに関する相談
2	デジタルコンテンツ	利用していない有料サイトからの架空請求やアダルト情報サイトなどからの不当請求の相談など
3	インターネット通信サービス	光回線の電話勧誘による契約やネット通販トラブルなど
4	工事・建築・加工	住宅リフォームに関するトラブルなど
5	レンタル・リース・貸借	賃貸アパートの契約トラブルなど

☎(20)1101、FAX(20)1600へ。
ご相談・お問い合わせは、消費生活センター(2階)

令和元年度

令和2年3月19日専決処分による補正予算

※1万円単位で端数処理しています。

一般会計補正予算 0円
(補正後予算額349億700万円)

(歳入)

○繰入金……………△3,310万円 財政調整基金繰入金

○市債……………3,310万円 災害対策債 (災害廃棄物処理事業)

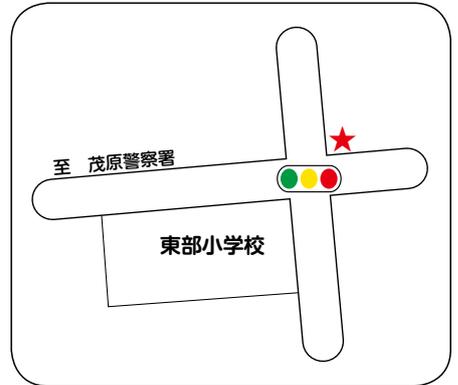
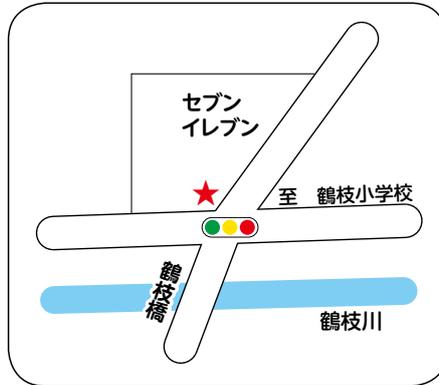
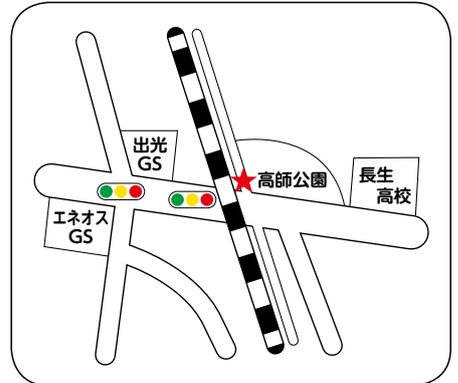
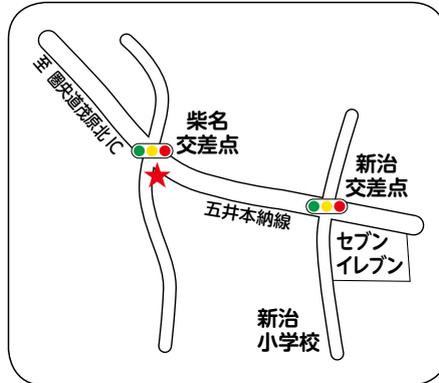
お問い合わせは、**財政課 (4階)**
☎(20)1517、FAX(20)1603へ。

- 善意をありがとうございます (敬称略)
- ・市へ
 - 房総信用組合 理事長
 - 三谷 徹 (金16万7986円)
 - KIZUNA 2020 千葉応援プロ
 - ジェクト 代表 鈴木 照子
 - 今村 啓太 (金9万2872円)
 - (金1万円)
 - 奥田 隆富 (金1万円)
 - 北井 涼子 (金1万円)
 - 鬼頭 伸也 (金1万円)
 - 佐々木 京子 (金1万円)
 - 高田 治 (金1万円)
 - 高山 和浩 (金1万円)
 - 仲田 哲夫 (金1万円)
 - 宮地 治彦 (金1万円)
 - 宮崎 猛源 (金1万1円)
 - 紅花会 (金2307円)
 - ・社会福祉協議会

防犯カメラを新設しました

市では、安全で安心なまちづくりの実現のため、市内に防犯カメラを新たに4台設置しました。設置場所は、茂原警察署や各関係機関と協議の上、主要な交差点等を選定しました。

防犯カメラの運用は、「茂原市防犯カメラの設置及び管理運用に関する基準」に基づき、適切な管理運用を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。



お問い合わせは、生活課（2階） ☎(20)1505、FAX(20)1600へ。

ごみの減量化にご協力ください



ごみを減量化する有効な方法としては、生ごみの堆肥化があります。

生ごみは水分が多く燃えにくいいため、ごみ処理場の処理能力低下の原因にもなります。

市では、生ごみ処理機の購入に対する補助、生ごみ堆肥化容器（コンポスター・EM容器）の助成販売（市で購入したものに補助金を差し引いた額で販売）など、減量化に向けて取り組んでいます。

・必要書類等

補助金交付申請書、販売店発行の領収書、品質保証書、身分証明書、通帳、印鑑。
※申請書は、環境保全課窓口で入手、または同課ウェブページからダウンロード可。

◆生ごみ堆肥化容器助成販売

- ・コンポスター
- 130型 2,800円
- 190型 3,180円
- 230型 4,370円



- ・EM容器（EMバケツ2個）
- 1,920円



※市内に住所を有し、現に居住している方が対象。

お問い合わせは、
環境保全課（6階）

☎(20)1504、FAX(20)1604へ。

◆家庭用生ごみ処理機補助金制度（電動式・手動式）
補助金額
購入額の1/2（千円未満切捨。上限1万8千円。ただし、販売店においてポイントによる支払いをした場合、ポイント分は補助対象外。1世帯あたり5年度に1基、家庭用に限る。）

望まない受動喫煙を予防しよう ～マナーからルールへ～

喫煙は「がん・脳卒中・虚血性心疾患・呼吸器疾患」といったさまざまな病気のリスクを高めます。喫煙しない人でも、喫煙者の煙を吸ってしまうと健康被害にさらされてしまいます。これがいわゆる「受動喫煙」です。この受動喫煙を防止するため平成30年7月に健康増進法の一部が改正され、今年4月1日から全面施行されました。マナーからルールへと変わった受動喫煙対策。望まない受動喫煙を予防するため、皆さんで考えてみませんか？

<p>学校・病院・行政機関等は<u>原則敷地内禁煙</u>になりました。</p> 	<p>一般企業やレストラン等は<u>屋内禁煙</u>が義務付けられました。</p> 
<p>喫煙できるエリアがある場合は、<u>標識掲示</u>が義務付けられました。</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>喫煙専用室</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>喫煙目的室</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>加熱式たばこ専用喫煙室</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>喫煙可能室</p> </div> </div>	<p><u>未成年者は喫煙エリアに立ち入り禁止</u>になりました。</p> 

厚生労働省 受動喫煙対策

千葉県 たばこ対策について



お問い合わせは、**健康管理課（2階）** ☎(20)1574、FAX(20)1600へ。

監査の結果に 対する措置

平成30年度に実施した定期監査（その4）の監査結果に基づき講じた措置については、茂原市長から通知がありました。内容は、次のとおりです。

【監査の種類】 定期監査
【措置年度】 令和元年度

都市建設部 都市計画課

【監査結果】

太陽光による発電設備については、建築物・工作物に該当しないため開発指導等の届出の対象外であるが、近隣住民の生活環境の確保のためにも、県と連携を図るとともに設置に係る届出の義務化について取り組まれたい。

【措置内容】

地域住民とのトラブル防止、事業区域及びその周辺の災害の防止、生活環境及び景観の保全を図るために、茂原市太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱を制定した。

重度心身障害者(児)医療費助成に 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者が追加されます

市では、令和 2 年 8 月 1 日診療分から、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方を、重度心身障害者(児)医療費助成の対象に追加します。

助成を受けるために必要な申請書類は、6 月上旬に対象者に送付しますので、申請期限（6 月 30 日㊟）までに障害福祉課へ提出してください。

審査の結果、受給資格が認定された方には「重度心身障害者医療費助成受給券」を送付します。



新たな助成対象者	精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者 ※65歳に達してから新たに精神障害者保健福祉手帳を取得された方は助成の対象となりません。
助成内容	保険診療の適用となる医療費 ※健康診断料・診断書作成料・入院時のベッド代等は助成の対象となりません。
自己負担額	通院 1 回につき 300 円、入院 1 日につき 300 円、調剤は無料 ※市町村民税所得割が非課税世帯の場合は、自己負担はありません。
利用方法	医療機関の会計窓口で保険証と受給券を提示することにより、自己負担額をお支払いいただきます（千葉県外の医療機関では、受給券は使用できません）。 ※千葉県外の医療機関を受診した場合や医療機関窓口で受給券を提示しなかった場合は、市指定の申請書に領収書を添付して障害福祉課に提出することにより、後日、自己負担額を差し引いた額が、指定の口座に振り込まれます。
所得制限	市町村民税所得割額の世帯の合計が 23 万 5 千円以上となる場合は、助成の対象となりません。 ※症状により対象となる場合もあります。

お問い合わせは、障害福祉課（2 階） ☎(20) 1 6 6 6、FAX(20) 1 6 1 0 へ。

ところである。（令和 2 年 4 月 1 日施行）

都市建設部 建築課

【監査結果】

違反建築物の指導については、家屋のみならず、耐震強度が不足する危険なブロック塀についても危険性除去に向けた取組みをされたい。

【措置内容】

耐震強度が不足する危険なブロック塀について、今年度「危険ブロック塀等改修補助金制度」を創設した。

本制度は、広報等により市民への周知を行い、改修工事 1 件に対し最大 10 万円の補助金を交付することで危険ブロック塀の改善を目指すものである。

建築課では今後も建築物の指導だけでなく危険ブロック塀の危険性除去に向けた取組みを継続的に進める考えである。

お問い合わせは、

監査委員事務局（9 階）

☎(20) 1 5 6 0、FAX(20) 1 6 0 7 へ。

監査結果の公表

(その4)

令和元年度定期監査(その4)を実施した結果の概要を次のとおり公表します。

茂原市監査委員 元吉 敬宇
茂原市監査委員 竹本 正明

監査の対象

【都市建設部】 土木建設課・土木管理課・都市計画課・建築課・都市整備課・下水道課

監査の期間

令和2年1月10日から
2月18日まで

監査の場所

茂原市役所
茂原市国府関
【(仮称)茂原長柄スマートIC設置事業】
茂原市高師

【茂原駅前通り地区土地区画整理事業】

監査の方法

各所管の財務に関する事務事業が効果的、経済的に執行されているか、住民福祉の増進に努め最少の経費で最大の効果を上げ、組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置き、提出された監査資料及び関係諸帳簿を調査し、関係職員から説明を聴取した。

監査の結果

計画された事務事業は順調に進行しており、関係諸帳簿もおおむね適切に処理されていると認められた。

意見

事務事業の執行状況に関する意見は次のとおりであるので、検討のうえ一層適切に事務事業が執行されるよう要望する。

土木建設課

○昨年の台風及び記録的豪雨による浸水被害は、これまでの想定を超える災害となった。水害対策については、今後も局地的な豪雨や大型台風の発生が想定されることから、災害から市民の生命・身体及び財産を守るため、国・県・関係機関等との連携を強化し、河川改修の抜本的な見直しを含めた治水対策及び内水対策に早急に取り組みきたい。

土木管理課

○市が管理する準用河川等の浸水被害については、水害回避に向けた年度計画を策定し、水害リスクが高まる梅雨期を目的とした事業の完了に努められたい。

○交通安全施設整備事業については、県・警察・教育委員会等との連携による通学路等の事故発生危険箇所等の点検及び整備を行い児童・生徒・市民の安全確保に努めているところであるが、がけ崩れや土砂災害警戒区域等の通学路についても点検等を行い安全確保に取

り組まれたい。

○道路管理については、管理瑕疵による損害賠償請求事例が発生していることから、道路パトロールの強化を図り損傷等の発見・補修に努めているところであるが、スマートフォン等から道路や交通安全施設の損傷等を通報する「市民レポートシステム」の更なる周知を図り適正な維持管理に努められたい。

建築課

○国の被災者支援である「被災者生活再建支援制度」は、居住住宅の全壊または大規模半壊が対象であり支給対象外となる世帯が多いことから、本市独自の支援策として、「茂原市被災住宅修繕緊急支援事業補助金」を創設し支援の拡充に取り組んでいるが、今後も被災者の生活基盤の再建のため被災者に寄り添った支援に取り組まれたい。

○建築行政については、過去の浸水被害を踏まえ、従前より設計業者等に対する浸水地域の情報提供、助言等

を行っていている。不動産業者には契約時に顧客に対し津波や土砂災害のリスクを伝える「重要事項説明」が義務付けられているが、河川氾濫や豪雨等による浸水リスクは義務付けられていないため、昨今の台風や豪雨による浸水被害を鑑み、市民の安全確保、迅速な避難のため洪水ハザードマップを活用した浸水リスクの情報提供に積極的に取り組まれたい。

お問い合わせは、
監査委員事務局(9階)
☎201560、FAX201607へ。





マイシティモバラ

このコーナーでは、市内のできごとを写真と文章でお知らせします。

3/12 子どもたちの安全のために 新1年生に交通安全用品を贈呈

茂原交通安全協会は、新1年生の交通事故防止に役立ててもらうため、長生地域4市町（茂原市、白子町、長柄町、長南町）の教育委員会に、新1年生全員分のランドセルカバーと交通安全下敷きを贈呈しました。

贈呈を受けた市教育委員会の内田教育長は「ランドセルカバーは交通事故防止に非常に有効。交通安全教育に努めたい」と話しました。



▲内田教育長(左)と茂原交通安全協会女子部長 押尾夫美子さん(右)



▲配備された水槽付消防ポンプ自動車

消防本部に新たな力

3/25

水槽付消防ポンプ自動車配備

長生郡市の消防・救急活動を担う長生郡市広域市町村圏組合消防本部に、新しい車両が配備されました。この車両は「水槽付消防ポンプ自動車 水I-A型」と呼ばれ、1,500リットルの水を積載したポンプ車と救助資器材を装備した救助工作車の機能を併せ持った車両となっており、本納分署で3月23日より運用を開始しています。

3/26 閉校の思い出に 西陵中学校閉校記念品贈呈

3月31日に閉校した西陵中学校の生徒が記念品を制作し、贈呈のため市長を訪問しました。

生徒一人ひとりが制作した記念品は、茂原市マスコットキャラクター「モバリん」をかたどったもので、手書きのメッセージが添えられています。

田中市長は、「進学先など新しい環境でも頑張ってください」とエールを送りました。



▲一体一体に思いが込められています